

公共施設等運営事業・義務事業（経営に関する業務）

No	区分	頁	見出し	要求水準書等の内容	確認事項	確認対象 (エビデンス書類)	実施時期	市モニタリング確認												
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年次
1-1	実施体制	8	第3-2(1)	事業者は、事業期間を通じて次の事項を満たす実施体制を確保すること。 ア 第2（5）に示す業務を効率的に実施し、事業を安定的に持続することが可能となる体制を確保すること。 イ 各業務責任者の役割分担が明確となっており、適切なリスクの分担が図られている体制を確保すること。 ウ 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施する体制を確保すること。 エ 業務全体の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確となっており、確実かつ機能的な実施体制を確保すること。 年度事業計画P5 2.3配置 表3に示す配置者の実務経験及び資格要件等を満たしているか。	業務を効率的に実施し、適切なリスク分担と能力を有する責任者・従事者を配置する体制が確保されているか。	組織図、業務分担表	四半期変更時	適合	適合	適合										
1-2	委託等	8	第3-2(2)	事業者は、本事業等に係る業務について、実施契約書に示す手続を経た上で、委託等を行うことができる。ただし、以下に掲げる業務については、委託等を禁ずる。 事業者は、本事業等に係る業務について委託等を行う場合、業務の実施に当たり関係法令を遵守し、受託者等と十分な調整を図るとともに、事業者が自らの責任において受託者等及び再委託先等を適切に管理すること。 ①経営に関する業務 事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、危機管理、セルフモニタリング、技術管理 ②維持管理に関する業務 企画・調整等に関する業務 ③改築に関する業務 企画・調整等に関する業務 ④その他の業務 企画・調整等に関する業務	委託禁止業務を自ら実施し、委託を行う場合は法令遵守と受託者等の適切な管理を行っているか。	委託契約リスト	四半期	適合	適合	適合										
1-3	内部統制	9 提案項目 提案項目	第3-4 様式16-2 様式16-6	事業者は、業務を適正に執行するために次の事項を踏まえ、内部統制において必要な体制を確保すること。 ア 内部統制の対象は、業務活動の有効性・効率性、財務報告、法令遵守、資産の保全とする。 イ 上記を達成するための体制及び方法を定め、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報者及び外部通報者の保護、不正防止、財務書類の保全等に関する基本方針を明確にし、確実に機能すること。 内部統制の対象とし、年2回の内部統制状況の監査を行うことでより、強固にガバナンスを確保します。 代表企業による東証プライム市場上場基準の内部監査、監査役監査、会計監査人による監査の三様監査を実施することで、SPCによる適切なセルフモニタリングの実施を担保します。	内部統制の基本方針（倫理、情報保護、不正防止等）を明確にし、確実に機能する体制を確保しているか。 年2回の内部監査を実施し、ガバナンス体制を確保しているか。 三様監査（内部監査、監査役監査、会計監査人監査）を実施しているか。	内部統制関連規程、内部監査報告書、文書管理システム	年次：三様監査 半期：内部監査(年2回) 変更時	－	－	－										
1-4	危機管理	9-10	第3-5(3)	ア 災害、事故等の発生時は、人命の安全確保と被害の拡大防止を全てに優先させるものとし、直ちに市及び関係機関へ通報するとともに、応急処置を講じること。 イ 大雨、地震、暴風、高潮等で被害が予想される場合は、市と協議して、警戒態勢等の必要な措置を講じること。 ウ 各種警報が発令された場合、ただちに気象情報等を収集して、施設の運転方針を決定すること。 エ 重大な事故、故障等が発生した場合は、速やかに原因を調査の上、適切な対策を講じ、市に報告すること。	災害や事故等の発生時に、人命優先の安全確保、市等への通報、応急処置や警戒態勢等の措置を適切に講じたか。	西部処理区運営事業BCP、月間運転管理報告書	発生時	適合	適合	適合										
1-5	情報公開	提案項目	様式16-6	市民等からの意見については、SPCの事業運営の対外的な評価に直結する非常に重要な事項です。セルフモニタリング実施計画書（変更版を含む）はSPCのHP上で公表し、セルフモニタリング結果の公表とあわせて、その実施方法についても広く意見を求めます。市民等から意見が寄せられた場合には、情報公開規定に基づき対応します。	市民等からの意見に対して情報公開規程に基づき適切に対応しているか。	文書管理システム	随時	適合	適合	適合										
1-6	環境対策	提案項目	様式16-9	宇部市環境基本計画に基づき環境 KPI を定めて評価を行います。年1回の環境評価委員会を開催し、有識者から意見を伺い、事業運営に反映していきます。	年1回の環境評価委員会を開催し、環境KPIの評価・事業運営への反映を行っているか。	環境評価委員会議事録	年次	－	－	－										

公共施設等運営事業・義務事業（維持管理に関する業務）

No	区分	頁	見出し	要求水準書等の内容	確認事項	確認対象 (エビデンス書類)	実施時期	市モニタリング確認																																																																												
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年次																																																																
2-1	維持管理基準	14	第4-2(1) 第4-2(2) 第4-4(1) 第4-4(2) 第4-4(3) 第4-4(6)	西部浄化センターの放流水質に関する基準は以下のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">要求水準</th><th rowspan="2">目標水質</th><th colspan="2">下水道事業計画値</th><th colspan="2">法令、計画上の制約</th></tr><tr><th>基準値</th><th>根拠法令、計画</th></tr><tr><td>p H</td><td>-</td><td>5.8-8.6</td><td>5.8-8.6</td><td>-</td><td>5.8-8.6</td><td>下水道法施行令</td><td></td></tr><tr><td>B O D</td><td>mg/L</td><td>15</td><td>10</td><td>15</td><td>15</td><td>下水道法施行令</td><td></td></tr><tr><td>C O D</td><td>mg/L</td><td>-</td><td>15</td><td>-</td><td>(30) (15)</td><td>水質汚濁防止法 周防灘流域</td><td></td></tr><tr><td>S S</td><td>mg/L</td><td>40</td><td>20</td><td>-</td><td>40</td><td>下水道法施行令</td><td></td></tr><tr><td>T -N</td><td>mg/L</td><td>-</td><td>12</td><td>14</td><td>(10)</td><td>周防灘流域</td><td></td></tr><tr><td>T -P</td><td>mg/L</td><td>-</td><td>3</td><td>-</td><td>(1.0)</td><td>周防灘流域</td><td></td></tr><tr><td>大腸菌数</td><td>CFU/ml</td><td>800</td><td>800</td><td>-</td><td>800</td><td>下水道法施行令</td><td></td></tr></table> ※（ ）内は日平均値を示す。 ※2 段書きは、上段：標準活性汚泥法、下段：ステップ流入式多段硝化脱窒法 ※下水道事業計画値は計画放流水質を示す。 ※法令改定に伴い項目や基準値が変更された場合は、市と協議の上、要求水準値の見直しを行う。	項 目	単位	要求水準	目標水質	下水道事業計画値		法令、計画上の制約		基準値	根拠法令、計画	p H	-	5.8-8.6	5.8-8.6	-	5.8-8.6	下水道法施行令		B O D	mg/L	15	10	15	15	下水道法施行令		C O D	mg/L	-	15	-	(30) (15)	水質汚濁防止法 周防灘流域		S S	mg/L	40	20	-	40	下水道法施行令		T -N	mg/L	-	12	14	(10)	周防灘流域		T -P	mg/L	-	3	-	(1.0)	周防灘流域		大腸菌数	CFU/ml	800	800	-	800	下水道法施行令		放流水質が法定基準及び要求水準値を満足しているか。 ・計量証明事業者水質検査結果にて、目標水質を逸脱していないか ・計量証明事業者水質検査結果にて、法定検査項目の基準値を逸脱していないか ・東部浄化センター水質検査結果にて、月間を通して大きな水質変動がなかったか ・日常試験の管理基準値や運転管理指標を逸脱していた場合に、適切に運転変更を行っていたか ・降雨時に適切に3W処理法への切替を行うことができているか ・該当降雨時に雨天時放流水水質検査を行ったか	月間運転管理報告書	毎月	適合	適合	適合								
項 目	単位	要求水準	目標水質	下水道事業計画値					法令、計画上の制約																																																																											
				基準値	根拠法令、計画																																																																															
p H	-	5.8-8.6	5.8-8.6	-	5.8-8.6	下水道法施行令																																																																														
B O D	mg/L	15	10	15	15	下水道法施行令																																																																														
C O D	mg/L	-	15	-	(30) (15)	水質汚濁防止法 周防灘流域																																																																														
S S	mg/L	40	20	-	40	下水道法施行令																																																																														
T -N	mg/L	-	12	14	(10)	周防灘流域																																																																														
T -P	mg/L	-	3	-	(1.0)	周防灘流域																																																																														
大腸菌数	CFU/ml	800	800	-	800	下水道法施行令																																																																														
2-2	エネルギー管理	19	第4-4(4)ア	事業者は、次に掲げる事項を踏まえ、省エネ法の趣旨に基づきエネルギー管理を行うこと。 ①運営権設定対象施設のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握し、省エネルギー化を実現し、脱炭素社会の実現を推進すること。 ②運転操作の工夫等によって実現できるエネルギー管理目標値を設定すること。 ③エネルギー管理目標値を達成するため有効と考えられる手法とその実現のための設備の運転操作方法を検討し、設定すること。	エネルギー使用量を把握し、目標値を設定の上、運転操作の工夫等による省エネ・脱炭素の推進を図っているか。 ・エネルギー原単位目標値を下回っているか	月間運転管理報告書	四半期	適合	適合	適合																																																																										
2-3	汚泥管理	20	第4-4(5)ア	事業者は、処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質の維持につなげるため、次に掲げる事項を踏まえ、適切に汚泥を処理すること。 ①汚泥濃度、含水率等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された情報を運転操作等にフィードバックし、固形物収支が平衡状態を保つよう適切な管理を行うこと。 ②汚泥処理施設を適正に管理するため、運転操作上設定する汚泥含水率等の基準を自ら設定し、遵守すること。 ③汚泥試験は、「別紙4 水質分析及び環境測定基準」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に定めること。 ④運転操作方法 事業者は、次に掲げる事項を踏まえ適切な運転操作方法を設定すること。 (ア) 汚泥管理目標を達成するため、各施設の運転操作と汚泥試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。 (イ) 水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。 (ウ) 各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とすること。 (エ) 電力・燃料等の省エネルギー化に努めることに留意し、運転操作方法を設定すること。	汚泥の濃度や含水率等を監視し、自主基準の遵守や平衡状態の維持など適切な汚泥処理・運転操作を行っているか。 ・計量証明事業者汚泥検査結果にて、法定検査項目の基準値を逸脱していないか ・東部浄化センター汚泥検査結果にて、月間を通して大きな変動がなかったか ・日常試験の管理基準値や運転管理指標を逸脱していた場合に、適切に運転変更を行っていたか	月間運転管理報告書	毎月	適合	適合	適合																																																																										
2-4	廃棄物管理	20	第4-4(5)イ	事業者は、運営権設定対象施設から発生する廃棄物について、廃掃法を遵守し、適正に処理すること。 運営権設定対象施設から発生する汚泥等の産業廃棄物及び一般廃棄物の外部搬出は、周辺環境に十分配慮し、適切な時間帯に行うとともに、廃棄物の飛散・流出を防止し臭気対策を行うこと。	発生廃棄物を関係法令に基づき適正に処理し、搬出時の飛散・悪臭防止等の周辺環境配慮を行っているか。 ・電子マニフェストにて、搬出及び処分の管理を行っているか	月間運転管理報告書 マニユフェスト	毎月	適合	適合	適合																																																																										
2-5	修繕	21	第4-5(3)	事業者は、運営権設定対象施設の機能低下、故障・停止及び事故を未然に防止するために、次に掲げる事項を踏まえ、適正に実施すること。 ア 計画修繕 事業者は、運営権設定対象施設について、予防保全の観点から、稼働時間、保守点検結果及び健全度評価結果に基づいた計画修繕を行うこと。 イ 緊急修繕 事業者は、運営権設定対象施設について、突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、速やかに緊急修繕を行うこと。	保守点検等に基づき予防保全的な計画修繕を実施し、突発故障時には被害抑制のうえ速やかに緊急修繕を行ったか。 業務フローに基づき手続きを行ったか。	修繕報告書 設備台帳システム	随時	適合	適合	適合																																																																										

公共施設等運営事業・義務事業（改築に関する業務）

No	区分	頁	見出し	要求水準書等の内容	確認事項	確認対象 （エビデンス書類）	実施時期	市モニタリング確認												
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年次
3-1	実施体制	23	第5-1(4)	事業者は、以下に示す業務について、記載の要件を満たす者に責任をもって行わせること。 ア 改築実施計画の作成及び設計図書の作成、改築実施計画書や設計図書の作成に関しては、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCM（下水道）の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として業務を行わせること。また、建築設計を含む場合は、建築基準法に基づく資格を有する者に行わせること。なお、本業務について委託する場合、受託者等は当該業務を、上記資格を有する者に行わせること。 イ 工事 工事に関しては、建設業法に基づく措置をとること。 ウ 工事監督業務 工事監督業務に関しては、下水道施行令第 15 条の資格を有する者を監督員とし配置すること。	要求水準または法令に基づいて、適切な資格者が業務を実施しているか。	監理技術者・照査技術者通知書、現場代理人等通知書、監督員通知書	業務着手前、工事着手前	－	－	－										
3-2	設計業務	25	第5-5(2)ア	事業者は、要求水準書及び改築計画書に従って、改築工事に必要となる設計を行うこと。	設計成果品が要求水準等を満たしたものであるか。 工事における安全体制が確保されていたか。	設計成果品（設計図書等）	設計業務完了時	－	－	－										
3-3	安全管理	27	第5-5(2)ア	(ア) 事業者は、工事中における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。 (イ) 事業者は、関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。 (ウ) 事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置が必要な場合は、同条第 2 項の規定に基づき、措置を講じる者を指名すること。 (I) 事業者は、既存施設等に損害を与えた場合は、直ちに市へ報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修すること。		施工計画書、施工体制台帳等	施工中、工事完了時	－	－	－										
3-4	工事書類	26, 27, 28	第5-5(2)ア、イ	事業者は、現場施工着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法、施工管理等についての施工計画書を作成し、市に提出すること。 また、施工計画書の提出後において、当該計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を反映した変更施工計画書を市に提出すること。 事業者は、設計図書の機器仕様書にて定める機器製作図、製作仕様書及び施工図等に変更、追加がある場合は、変更承諾図書を作成し、機器製作に先立ち市に提出し承諾を得ること。 試運転の実施にあたっては、要領を記載した試運転計画書を作成し、市の確認を受けた上で行うこと。 性能試験の実施にあたっては、要領を記載した性能試験計画書を作成し、市の確認を受けた上で行うこと。	工事に関する各種書類を確認し、事前に市に提出しているか。	施工計画書、製作図、試運転計画書等	施工中、工事完了時	－	－	－										
3-5	工事の完成	28	第5-5(2)ウ	完成書類に加え、以下に示す書類を速やかに提出し、市の完成検査を受けること。 ① 工事写真帳 ② 仮完成図書 ③ その他市が指定する書類等	工事の内容が要求水準等を満たしたものであるか。	設計成果品（設計図書等）	工事完了時	－	－	－										
3-6	発生物件の処理	28	第5-8ア	③撤去品のうち有価物については、発生物品調書を作成し、市の指定する箇所に材質毎に分類して集積すること。但し、協議による変更も可能とする。	有価物について要求水準に従い、市に引き渡しを行っているか。	発生物品調書、現場写真	工事完了時	－	－	－										
3-7	工事実績データに関する事項	29	第5-8イ	工事を実施する者は、受注時又は変更時において、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、市の確認を受けたうえ、登録機関に登録をしなければならない。	500万円以上の対象工事について、CORINSに基づき受注時・変更時・完成時に工事実績データを作成・登録しているか。	CORINS登録証明書	工事受注時、完了時	－	－	－										

包括的民間委託事業・運転管理業務、保守管理業務

No	区分	頁	見出し	要求水準書等の内容	確認事項	確認対象 (エビデンス書類)	実施時期	市モニタリング確認														
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年次		
4-1	緊急時対応 雨水ポンプ施設 の運転	34-35、36	第9 1(6) 第9 2(4)	①事業者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び重大事故等の緊急事態発生に備え、総括もしくは同等の能力のあるもの及び緊急度等に応じた必要人員が非常呼び出しに応じられる体制を確立するとともに、常にこれに対処できるよう準備しておかなければならない。 ②緊急事態が発生した場合には、予め定めた非常配備計画に従い、速やか（概ね30分以内）に従業員を所定の場所に配備し、これに対応しなければならない。 ③事業者は、緊急時対応業務に従事した場合は、速やかに対応状況等を市に報告しなければならない。 ④緊急事態発生から緊急事態解除にいたるまで緊急時の勤務体制を維持できる人員を配置しなければならない。 ⑤雨天時のポンプ場の操作方法、緊急事態の初期対応の考え方及び危機対応マニュアルの整備については、市は事業者と協議の上、詳細な危機管理対応を定めるものとする。	緊急事態発生時に規定時間内に責任者等が参集し、連絡・動員体制のもと応急措置を講じているか。 マニュアルに基づき、業務を行ったか。 市への報告を適正に行ったか。	業務報告書	発生時	適合	適合	適合												
4-2	保守点検業務	36-37	第9 3(1)	ア 日常点検 事業者は、巡回等により、対象施設の異常の有無及び作動状況を確認し、確認結果を記録及び保管すること。 イ 定期点検業務 事業者は、対象施設の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方法等を検討するために、定期的に点検を行うこと。また、必要に応じて機器の分解点検等を行い、消耗品や部品の交換等の処置を行い、その状況を記録及び保管すること。 ウ 法定点検業務 事業者は、関係法令等に定める点検及び検査を行うこと。 エ 保守業務 事業者は、常に各機器が正常に稼働するよう、対象施設に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃や、異常が発見された場合には、調整・修理・取替等を行うこと。 オ マンホールポンプ場の点検・清掃 下水マンホールポンプ場は、ポンプの故障や閉塞による汚水の溢水が発生しないよう点検・清掃を行うこと。また、各マンホールポンプ場の流入特性を踏まえ、各施設・設備の点検頻度及び項目を設定すること。 カ 電気工作物に関する事項 事業者は、電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検、測定、並びに技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。また、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任（外部委託を含む）するとともに、保安規程及び主任技術者の届出は、事業者が行うこと。	日常・定期・法定点検やマンホールポンプ場の点検等を計画通りに実施し、給油や清掃等の保守業務及び電気工作物の保安管理を確実にしているか。	業務報告書	毎月 年次	適合	適合	適合												
4-3	修繕業務に係る費用	37	第9 3(3)ア	事業者は、各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000円（税抜）/年を計上するものとし、計上した費用を上限として、修繕業務実績により各年度毎に清算するものとする。なお、事業者は個々の修繕業務の実施の際には、事前に当該修繕の内容・費用を見積書として市に提出し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合及び10万円以下の修繕は、事前の実施連絡を行った上で、終了後に、当該修繕の内容・費用を市に提出すること。	修繕実施前に見積書を提出し市の承諾を得ているか。ただし緊急時や10万円以下の場合は事前連絡のうえ事後提出等、所定の手続きを遵守しているか。	故障報告書 修繕報告書	随時	適合	適合	適合												
4-4	計画業務策定 協力	37	第9 4(1)	事業者は、本業務を通じて蓄積したノウハウ等を踏まえ、市が策定を想定している下水道事業計画及びストックマネジメント計画等の策定に資する情報の提供、協力及び提案を行うこと。 具体的には次の事項を含んだ情報提供、協力を行うこと。 ①維持管理日報、月報、年報（不具合発生記録、苦情発生記録等含む） ②保守点検記録 ③調査記録	市の計画策定に必要な情報（維持管理報告書や点検・調査記録等）を遅滞なく提供・協力しているか。	業務報告書 設備台帳システム	随時	適合	適合	適合												

その他の業務

No	区分	頁	見出し	要求水準書等の内容	確認事項	確認対象 (エビデンス書類)	実施時期	市モニタリング確認												
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年次
5-1	安全衛生管理 業務	38	第9 4(4)	事業者は、安全衛生管理及び安全活動を推進すること。 また、災害原因である危険を排除することに努め、排除できない危険については保護具等で危険ゼロを確保し、作業手順を全員が遵守してミスやエラーを予防すること。	安全衛生管理活動を推進し、危険排除や保護具使用・手順遵守により災害防止に努めているか。	安全パトロール記録、安全衛生協議会議事録	毎月	適合	適合	適合										
5-2	安全衛生管理 業務	提案項目	様式16-12	当グループは、出資企業の安全推進者を中心に安全衛生協議会を月1回開催し、西部浄化センターと包括委託対象施設における危険作業を一体的に洗い出し、対応策を検討します。	安全衛生協議会を月1回開催し、危険作業の洗い出しや対応策の検討を行っているか。	安全衛生協議会議事録	毎月	適合	適合	適合										